

2024年5月20日

各位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 小宮 暁
(コード 8766 東証プライム)
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)
八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

**子会社の役員に対する譲渡制限付株式ユニット (RSU) による
事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」といいます。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、「グローバルなグループ一体経営」という独自の強みを構築し、経営判断の質と確度、スピードを高める努力をしてまいりました。今後、本制度の対象者の「グループ一体経営」に対する意識を高め「グローバルなグループ一体経営」をさらに進化させ、東京海上グループの企業価値を中長期的に向上させるため、本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の対象者

本制度の対象者は、基準に該当した国内外の子会社の役員（CEO または同等の地位にある者）です。なお、当社取締役および監査役は含みません。

(2) RSU の概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の RSU を支給し、対象者が当社の予め定める期間において引き続き同地位にあること等、一定の条件により権利確定した場合に、当該ユニット数と同数の当社の普通株式を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は、併合または分割の比率を乗じて交付株式数を調整します。

(3) 当社株式の交付の方法および時期

当社は、権利確定後、当社が定めた時期に、当社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権の現物出資と引換えに、当社の普通株式を交付します。また、本制度により発行または処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とされない範囲において、取締役会において決定します。

3. 第1回RSUの概要

(1) 対象者およびその人数ならびに付与するRSUの数（予定）

当社子会社の役員 20名(計20,040株に相当するRSU)

(2) RSUの権利確定方法

RSUの付与日から3年後の応当日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日。以下同様とします。）までの間、対象者が継続して同じ地位にある場合に、権利確定します。

4. RSUの付与日

2024年7月1日（予定）

以上